

随想「甘え」が日本を滅ぼす

どうすれば強い日本を作れるのか

弁護士 金子博人

第51回 自民党の改正草案検証 (その9)

高校生が議論するための歴史課題、その2

(※前号より続く)
問題2…満州事変を起こし、満州国を建国するという選択肢はベストのものだったか。

満州事変に関する文献は豊富である。生徒が、調査し検討するには絶好の分野であろう。その上で、本問をじっくり議論してほしいものだ。

(1) さて、昭和3年(28年)6月4日、張作霖爆殺事件が起きた。首謀者は関東軍参謀河本大佐と言われる。日本軍は満州を支配する張作霖を取り込もうとしていたが、欧米の支持を受けて日本と距離を置き、イギリスの資本で満鉄の平行線を建設するなどしたので、この事件が起きた。この後、息子の張学良は蒋介石の南京政府に合流し、敵対的な行動をとるようになった。

ただし、田母神氏はその著作や講演で、張作霖爆殺事件は河本が起したのではなく、コミンテルンの自作自演だと主張している。それに賛同するものも多い。なぜそのような主張が出てくるのか。それを検証することも勉強になろう。

(2) 昭和6年(31年)9月18日、柳条湖事件が起きた。関東軍作戦参謀石原莞爾、河本大佐の後任関東軍高級参謀板垣征四郎の主導といわれる。これは、従来から陸軍の内部に根強くあった「満州で武力行使をする」という動きの実行でもあった。そして彼らは、自衛のためと称して戦線を拡大していった。独断越境した朝鮮軍の増援を得て、管轄外の北部満洲に進出していったのだ。これは軍司令官本庄繁が難色を示すのを

押し切り、政府や陸軍中央の不拡大方針を無視したものであった。そして、事変勃発から4日目には、満洲全土の領土化でなく傀儡政権の樹立を目指す方向に転換していった。

アメリカのステイムソン國務長官は幣原喜重郎外務大臣に戦線不拡大を要求し、これを受けた若槻次郎首相と幣原外相は戦線を奉天で止めると伝えたが、それを守ることはできず、12月13日、犬養内閣に政権をバトンタッチすることとなった。

このように満州事変と傀儡政権樹立を目指す軍事行動は、政府の決定に基づくものではなかった。なかつたというより、それに反して実行されて行った。しかし、国の仕組みとして、この様なことがあってもいいのだろうか。

(3) アメリカの國務長官ステイムソンは、昭和7年1月7日に、日本の満洲の軍事的制圧を中華民国の領土の侵害とし、日中両国に対して、両国が取り決めをしてもそれがパリ不戦条約に違反していれば、承認しないとの通告をしてきた(いわゆるスティムソン・ドクトリン)。

しかし、関東軍は2月、ハルビン占領によって満州制圧を完了し、3月1日、満洲国の建国が宣言された。国家元首にあたる「執政」には、清朝の廃帝愛新覺羅溥儀が就いた。この時には犬養政府は、軍に追従するだけの政権となっていた。

アメリカは中国大陸に權益を拡大しようとしており、日本の満洲における軍事行動により、日米関係が険悪になっていった。当時日本は、戦

略物資のかなりの部分をアメリカに依存していた。石油の90%はアメリカからの輸入であった。アメリカとの関係を悪化させるといふことは、日本にとって、いかなる意味を持ったのだろうか。

(4) 昭和がスタートした時、中国人が反感を持っていたのはイギリスであった。反英感情はあっても反日感情はなかった。しかし、昭和3年5月の済南事件後、日本製品のボイコット運動が起き、満洲への進出の中で、居留民襲撃や鉄道運行妨害など多数のテロ行為が発生するようになった。中国大陸は、日本の重要なマーケットであったはずである。この反日感情は、その後の日本にとつていかなる意味を持っていたのだろうか。

(5) 満州事変勃発時、毎日新聞は最も強硬に軍の行動を支持した。朝日新聞は当初消極論であつたが国民の不買運動を招き、積極論に方向転換した。これにより三大紙はこぞつて事変を支持し、当時の世論も満洲における軍事行動を支援していった。なぜ、世論の大勢は、これら一連の軍事行動、満洲国建設を支持していったのだろうか。

当時の日本は世界恐慌の中で金解禁をし、昭和恐慌と言われる深刻な不況期にあつたが、そのような中で世論も政治家に代わつて軍人に国家革新の期待をかけるようになったのだろうか。確かに満州事変の軍需景気によって日本の景気が一時的に上昇に転じたといわれる。しかし景気回復は軍需景気でなく、高橋是清蔵

■ 随想 「甘え」が日本を滅ぼす

相のインフレ政策が最も効果を上げたという説も有力だ。当時の世論を考えるのは難問だが、よく考えるべき重要テーマである。

昭和7年5月15日、軍縮会議等に不満を持つ一部の海軍将校が、五・一五事件を起こした。犬養毅首相はテロに倒れたがこの時も三大紙はこぞって大義のためにやった「義拳」と称えた。国民も五・一五事件を支持するのが大勢だったようだ。

しかし、犬養政権は、満洲国に対し肯定的であつたはずだ。其れでもこのような当時の国民感情となるのは、どのような意味を持つのだろうか。どうしてこのような意識が生じたのであろうか。

(6) このわずか四半世紀前に日露戦争があつた。「日本がロシアに勝たなければ満蒙はロシア領になつていたはずで、満蒙は日本が10万の戦没者、20億円の戦費を犠牲にして得た権益である。それを守るための満洲への進出は自衛のためであり、正しい選択だ」という意見もある。この意識は、当時の世論でもあつたようだ。このような世論や意見にたいしては、どう考えるべきだろうか。

また、満洲事変、満洲国建国に対し、「満洲は中国人の土地でなく満洲族の土地であり、皇帝である溥儀が満洲国の皇帝になるのは極めて自然だ。軍閥の圧政から民衆を救う必要もあつたのだ。それを目指した満洲事変は侵略戦争であるわけが無い」とする主張が根強い。このような主張は、果たして正しいといえるだろうか。

問題3…なぜ、国際連盟を脱退せざるを得なかつたのか。

(1) 中国国民党は、昭和6年9月21日、満洲事変について主権を侵害されたとして国際連盟に提訴した。これに対し、イギリス、フランスなどの列強は、自分達の権益が守れれば、満洲における日本の軍事行動も容認してもよいというスタンスであつた。そのため、「満洲には中国の主権を認め、満洲は自治区として国際管理とし、実質的に日本が支配する」というのが落とし所と考えたようだ。

昭和6年12月、連盟ではリットン調査団派遣決定が決定され、翌7年3月から6月まで調査を履行した。首班のリットン卿はイギリスの貴族である。彼は列強で決めた筋書きで調査を進めていったといえよう。

連盟では日本は脱退まで常任理事国であり、連盟事務局次長には新渡戸稲造が選ばれるなど、日本は中核的役割を担っていた。日本はヨーロッパ諸国間の紛争に利害を持つていなかったことから、その調停役として期待されていたし、当時の日本はその期待にこたえていたといえよう。そのため、当時のイギリスやフランスは、日本に好意的であつた。他方中国側は満洲事変について積極的な外交を展開し、アメリカをはじめ多くの国の支持を集めていた。しかし、イギリスやフランスは、これに対し日本をかばつてくれていた。

ところが日本は、ここで一步譲るということができなかつた。リットン

ン報告書がまとめられているタイミングである昭和7年9月15日、斎藤実内は閣議で満洲国を承認した。そして、連盟の総会の開始に合わせ、昭和8年2月23日 陸軍は、満洲を出て熱河省（現在の河北省、遼寧省及び内蒙ゴル自治区の交差地域）への侵攻を開始してした。まるで、日本の侵略性を、最も効果的な時期に、最も効果的な方法で、世界にアピールしてしまつた。

その一報が入る中で連盟総会は、2月24日 中国の統治権を承認し日本軍の撤退を求める案に対して、賛成42、反対1、棄権1という形で、可決してしまつた。これで、イギリスやフランスの努力は無になつたといつてよい。そして、日本は、連盟を脱退し、世界の孤児の道を歩むこととなつた。

(2) この時日本は、一步譲つて「中国の主権を認め、満洲は自治区として国際管理とし、実質的に日本が支配する」という選択はできなかつたのか。一步譲るマイナスと、譲ることによって得られたであろうプラスはどちらが大きかつたであろうか。

国際連盟を脱退したのは、経済制裁の決議が怖かつたのだろうか、仮に国際連盟を脱退しないまま満洲国に関東軍を居座らせたとなると、国際社会はどのような反応を見せたのだろうか。「侵略国と認定するくらいが関の山で、経済制裁にも踏み切れなかつたのではないか」という説もある。果たしてどうだつたであろうか。

連盟を脱退し、世界の孤児となることはその後の外交にどのような影響を与えることになるのだろうか（このテーマは、その後の日本の歴史を議論しながら考えるとよいだろう）。

当時の日本国内の世論は連盟脱退を支持していた。新聞は各社一斉に国連脱退を唱えて脱退を煽つていたし、在京9社が脱退支持の声明を出していた。事実、連盟を脱退して帰国した松岡洋介以下の使節団を、国民は横浜港で熱狂的に迎えている。なぜ世論は脱退を支持したのだろうか。

問題4…日独防共協定で、ドイツに接近したメリットとデメリットは何だつたか？（以下次号）



金子博人
(かねこ・ひろひと)

金子博人 法律事務所。弁護士。早稲田大学法学部卒業。同大学院修士課程（商法）終了。1977年4月弁護士開業。国際旅行法学会（IFTA）会員。大東文化大学法科大学院、日本大学法科大学院講師。市場取引監視委員会委員（東京工業品取引所）。日本フライムリアルティ投資法人執行役員。



金子博人法律事務所

〒104-0061 東京都中央区銀座8丁目10番4号 和孝銀座8丁目ビル7階

<http://www.kaneko-law-office.jp>

掲載内容の無断転載・転用を固く禁じます。